

- 1 開設者が医師（個人）・歯科医師（個人）以外の者（即ち法人など）が開設した診療所において下の事項に変更が生じた場合は、変更後10日以内に保健所長宛に開設届出事項等変更届を2部提出してください。そのうち1部を控えとして交付しますので、大切に保管してください。

- |                            |                                     |
|----------------------------|-------------------------------------|
| ① 開設者の住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称） | ⑤ 診療所の所在地（住居表示の変更や区画整理による地番変更等に限る。） |
| ② 診療所の名称                   | ⑥ 管理者                               |
| ③ 診療所の診療科目                 | ⑦ 管理者の住所・氏名                         |
| ④ 診療所の診療日・診療時間             | ⑧ 定款・寄附行為又は条例                       |

2 添付書類（A4サイズ）

- ① 開設者の住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称）変更または⑧定款・寄附行為又は条例変更の場合、変更後の定款（寄附行為）の写し又は履歴事項全部証明書
- ⑥ 管理者の交代の場合は、新たに管理者となる医師の履歴書、免許証の写し、（平成16年度以降の医師免許取得者及び平成18年度以降の歯科医師免許取得者は）臨床研修修了登録証の写し。  
※免許証及び臨床研修修了登録証は原本照合が必要
- ⑦ 管理者の氏名変更の場合は、その氏名変更が確認できる書面（新姓の免許証の写し等）を添付すること。※管理医師の住所変更について添付書類なし。

3 注意事項

- (1) 変更前・変更後の欄へは、変更前・変更後の全体状況が確認できるように記載するとともに、記載しきれない場合は別紙を添付してください。
- (2) 開設者が医療法人の場合で、①主たる事務所の所在地・名称、②診療所の名称を変更する場合は、変更する前に兵庫県知事宛て「定款変更認可申請書」等の手続きが必要です。
- (3) 医療機能情報システム「ナビイ」に掲載している情報に変更になる場合は、医療機能情報の変更も行ってください。変更手続きについては、兵庫県ホームページ「医療機能情報の報告」を参照してください。

診療所開設届出事項等変更届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

開設者住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

開設者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

電話 — — (担当: )

次のとおり開設届出事項等を変更したので、医療法施行令第4条第1項及び同施行令第4条の2第2項の規定に基づき届け出ます。

1	診療所の名称		
2	診療所の所在地	TEL - - FAX - -	
3 変更届出事項	※ 該当する変更事項を○で囲んでください。 ① 開設者の住所・氏名(主たる事務所の所在地・名称) ② 診療所の名称 ③ 診療所の診療科目 ④ 診療所の診療日・診療時間 ⑤ 診療所の所在地(住居表示の変更や区画整理による地番変更等に限る。) ⑥ 管理者※新たな管理者の住所も届け出ること ⑦ 管理者の住所・氏名 ⑧ 定款・寄附行為又は条例	変更年月日	令和 年 月 日
		変更の理由	
		変更前	
		変更後	
		変更年月日	令和 年 月 日
		変更の理由	
		変更前	
		変更後	
		変更年月日	令和 年 月 日
		変更の理由	
		変更前	
		変更後	